

大分県報

令和二年
第一一四号
六月十二日

（金曜日）

目次

規則
大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正……………一

告示

大規模小売店舗に係る公示……………一
道路区域の変更……………二
道路の供用開始……………三
公 告
契約者等の公示（二件）……………三

規則

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年六月十二日

大分県規則第五十二号

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

大分県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年大分県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中「二十人以下」を「二十人」に、「常時使用する従業員の数が五人以下」を「五人」以下に改める。

別表第三の経営革新計画承認グループ事業の項、下請振興事業計画承認グループ事業の項、総合効率化計画認定グループ事業の項、施設集約化事業の項、共同施設事業の項、設備リース事業の項、企業合同事業の項、集団化事業の項及び集積区域整備事業の項中「〇・四五パーセント」を「〇・三五パーセント」に改める。

令和二年六月十二日

別表第四の地域産業創造基盤整備活性化事業の項及び商店街整備等活性化支援事業の項中「〇・四五パーセント」を「〇・三五パーセント」に改める。

附則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の別表第三及び別表第四の規定は、令和二年度分の資金の貸付けから適用する。

告示

大分県告示第三百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年六月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ニトリ大分三佐店

大分市三佐六丁目百番 外

- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（一）大規模小売店舗を設置する者
株式会社ニトリ
代表取締役 似 鳥 昭 雄
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号
株式会社ニトリ
代表取締役 似 鳥 昭 雄
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号

（二）大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ニトリ

代表取締役 似 鳥 昭 雄

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号

- 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年一月二十九日

大分県報（規則・告示）

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
五千五百五十四平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (一) 駐車場の位置及び収容台数
建物北側 九十台
 - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
建物北側 十台
 - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 四十五・五平方メートル
 - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内東側 二十四・〇立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後九時
 - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後九時三十分まで
 - (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
三箇所 出入口No.一 店舗敷地西側
出入口No.二 店舗敷地北側
出入口No.三 店舗敷地東側
 - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
- 二 届出年月日
令和二年五月二十八日
- 三 関係書類の縦覧
 - 1 縦覧場所
大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課
 - 2 縦覧期間
令和二年六月十二日から同年十月十二日まで
 - 四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年十

大分県告示第三百四十七号		大分県知事 広瀬 貞	
道路の種類及び路線名 大分市大字丹川字橋本八二番五から中戸次線			
月十二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。 なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。		大分県告示第三百四十七号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、令和二年六月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和二年六月十二日	
区域変更 前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	
前	一八・二 ～ 一六・〇	五〇・七	
後	一八・七 ～ 一六・〇	五〇・七	
前	二二・二 ～ 一六・八	八一・五	
後	二二・二 ～ 一七・四	八一・五	
県道小挾間 大分線 由布市挾間町古野字大間九二番二から 由布市挾間町古野字大間九〇番八まで 由布市挾間町古野字大間九二番四から 由布市挾間町古野字大間九〇番一まで			

大分県告示第三百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年六月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年六月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道坂ノ市中戸次線	大分市大字丹川字橋本八二番五から 大分市大字丹川字橋本八五番二まで	令和二年六月十二日
県道小挾間大分線	由布市挾間町古野字大間九二番四から 由布市挾間町古野字大間九〇番一まで	令和二年六月十二日

○公 告

次のとおり契約者等について公示する。

令和二年六月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 随意契約に係る借入物品の名称及び数量
電子計算機 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県商工観光労働部情報政策課
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
令和二年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社J E C C 専務取締役 依 田 茂
東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 随意契約に係る契約金額
一億千四百六万九千六百四十八円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続
随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当

次のとおり契約者等について公示する。

令和二年六月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
プログラム・プロダクトの使用及びサポート 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県商工観光労働部情報政策課
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
令和二年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社大分支店 支店長 福 田 巧
大分市東春日町十七番五十八号
- 五 随意契約に係る契約金額
五千三百四十四万九千四百四十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当